

地方公務員の臨時非常勤職員及び任期付職員の任用等の 在り方に関する研究会（第４回）【議事要旨】

1. 日 時 平成２８年９月１３日(火) １０：００～１２：００

2. 場 所 総務省１０階共用会議室２

3. 出席委員（五十音順）

伊藤 正次 首都大学東京大学院社会科学研究科教授（行政学）

大橋 真由美 成城大学法学部教授（行政法）

川田 琢之 筑波大学ビジネスサイエンス系教授（労働法）

小杉 礼子 独立行政法人 労働政策研究・研修機構特任フェロー

（座長）高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授（行政法）

布山 祐子 日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹

人羅 格 毎日新聞社論説委員

八重樫 高明 東京都総務局人事部制度企画課長

安永 貴夫 日本労働組合総連合会副事務局長

（欠席）中村 貴子 埼玉県久喜市総務部副部長

4. 議事次第

（１）開会

（２）国家公務員の非常勤職員に関する実態調査結果について（内閣人事局）

（３）地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査結果（速報版）について（総務省）

（４）閉会

5. 議事の経過

○ 主な発言内容は以下のとおり。

（１）国の非常勤職員に関する実態調査結果関係

- ・ 非常勤職員の給与・手当に相当する給与については、各府省毎に給与規程により定めているとのことだが、各府省において給与の水準や手当に相当する給与の種類について差があるのか。

⇒ 基本的にはあまり変わらないと認識しているが、一番大きい差は期末手当を払っているかどうかではないか。

- ・ 期間業務職員について、政治的行為の制限や守秘義務といった規律を設けているが、どのような観点から必要だと考えているのか。

⇒ 個人情報等を取り扱うことが多いため、常勤職員と同じく守秘義務の規律をかけている。政治的行為の禁止についても、公務員は不偏不党であるべきとの観点から適用しているが、審議会の委員などは除外しており、個別の業務に照らして判断している部分もある。

(2) 地方の臨時・非常勤職員の実態調査結果関係

- ・ 平成 26 年通知に基づく見直し状況で、対応予定がないとしている理由はどうか。
 - ⇒ 特別職の一般職への見直しについては、東京都・大阪府で改正が行われ、道府県・指定都市では一般職への移行について必要性の認識が広がっている。一方、見直しを行うことは事務的にかなり大変なこともあり、市町村では取組が進んでいない。
 - ⇒ 特別職から一般職への見直しについては、少人数ではあるが、専門のチームを作り 1 年かけて検討した。①条例・規則制定に係る人事委員会との調整、②労使交渉などで事務量が多かった。
- ・ 平成 26 年通知に基づく見直し関係で、特に市町村に対して、グッドプラクティスを提供するなどの対応は考えているのか。
 - ⇒ 各種会議の場や公務員月報等において、東京都や大阪府の先行的な取組事例を周知している。より具体的・詳細な部分を紹介することも含め、小規模な団体にきめ細かく対応していきたい。
- ・ 公務における不本意型の非正規労働者の割合について、情報共有をお願いしたい。

以 上

文責：自治行政局公務員部公務員課